

宇治市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和7年1月27日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

堀明人

- 1 監査の結果を公表した日
令和6年12月27日（宇治市監査委員公表第16号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 福祉子ども部 保育支援課

監査期間 令和6年10月1日～令和6年11月26日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>委託料支出状況について</p> <p>支出負担行為確認の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支出負担行為確認の遅れについては、事務手順が明確でなかったことが原因であった。担当する職員で宇治市財務規則第56条（別表第1）の確認を行うことで事務手順を明確にし、適切な時期に支出負担行為確認を行うこととしました。</p>